

○厚生労働省訓第20号

(部内一般)

厚生労働省における内部の職員等からの法令違反行為に関する通報に対する事務手続に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年5月26日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

厚生労働省における内部の職員等からの法令違反行為に関する通報に対する事務手続に関する訓令の一部を改正する訓令
(改正内容は別添のとおり。)

附 則

この訓令は、平成29年5月26日から施行する。